

## 労使交渉議事録

### 1 日時及び場所

令和4年2月17日(木) 午後7時00分から午後9時00まで  
職員会館 4階 会議室

### 2 出席者

当局 小西 総務部長、岡田 人事室長 他  
山村 水道部長 他  
職員団体等 丹羽野 吹田市職員労働組合執行委員長、梅本 書記長  
北野 吹田市水道労働組合執行委員長、東 書記長  
川見 吹田市関連職員労働組合執行委員長、川崎 書記長 他

### 3 交渉議題

令和4年6月期・期末手当の「改定」提案について

### 4 交渉要旨

**○職員団体等** 定時になりました。ただいまから交渉を始めていきます。

本来やったら11月に交渉を行っている秋季・年末闘争の解決すべき課題の一つでありますけれども、国家公務員の給料改定法案がまだ国会では一度も審議されていない。そういう中で、11月での節目での決着と、それから12月にも交渉を行いました。そして6月期の減額調整について当局からも提案ありましたし、私たちが年度またぎの遡及を認めないという要求書も上げさせていただきました。この問題と、それからもう一つ、岸田政権の下で経済対策としてケア労働者の賃金の引上げの提案がされ、これについては補正予算も組まれております。そういう中で要求に対しての市の考え方、これについての2点についての集中した交渉を進めるということになります。大阪府下でも幾つかの自治体は吹田もですけれども部分的に進んでいるところありますけれども、そういう状況の下でまだ半分以上で、一時金そのものの交渉も今行っている、そういう下での今日の交渉となります。

コロナの感染拡大は、まだやや上限は見えたというようなところですが、感染対策も必要にもなっています。そういう中で、労使、精力的に交渉を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○職員団体等** まず、今回、当局のほうから出された提案の内容を説明お願いします。

**○当局** 2月8日付で提案させていただいた内容ですけれども、1の定年前職員につきましては、令和4年6月期の期末手当については支給月数を1.2月、これは先に提案して労使合意した内容ですけれども、支給月数を1.2月として算出された額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とします。つまり令和3年12月の期末手当の支給月数は1.275月でしたが、そのうち、0.15月分を乗じて得た額を減じるというものです。

2の再任用職員につきましては、令和3年12月1日時点で定年前職員であった者は、令和4年6月期

の期末手当については支給月数を0.675月として算出された額から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とします。また、令和3年12月1日時点で再任用職員であった者は、令和4年6月期の期末手当については支給月数を0.675月分として算出された額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員は0.1月の削減予定であったため、72.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするということを提案しております。

○職員団体等 提案にある減額分というのは12月に支給された期末手当の額ということですが、その中に、算出基礎となる地域手当とか扶養手当の分とかも含まれてるんですよね。

○当局 はい、12月の期末手当を算出するために用いた根拠を全て含んでいます。

○職員団体等 役職加算分も含まれてるということですか。

○当局 はい。役職者については、そのときの役職に応じた加算分が含まれていることになります。

○職員団体等 12月の一時金をもらった後に定年退職されて、次の4月から再任用を希望されない職員の場合はどうなるんですか。

○当局 この減額調整を行う対象が、あくまで12月のボーナスが支払われて、なおかつ今度の6月に支払われる方となります。遡及して返してもらうという形ではありませんので、退職された方については、そのままということになります。

○職員団体等 個々の職員の影響額を教えてください。

○当局 はい。給与改定に伴う改定差額の影響額ということで、まず、係員、新採、23歳、等級号給が7-25であれば、3万609円。続きまして、係員で5年目ぐらいになると7-40になるんですけども、その方で3万4,910円。32歳の係員、7-52であれば38,320円。主任級で39歳、6-38であれば5万302円。主査級で44歳、5-48であれば6万2,198円。課長代理級で49歳、4-49であれば7万3,827円。課長級で51歳、3-30であれば8万1,839円。次長級で55歳、2-43であれば9万417円。部長級で56歳、1-16であれば10万1,021円、となります。

○職員団体等 全職員の分で令和4年度の予算に対してどのような影響額があるかを教えてください。

○当局 まだこれは条例改正の提案を行っていないんですけども、支給月数の改定と今年度の引下げ相当分の影響を合わせますと、一般会計と特別会計の合計で約3億円程度の影響が出るというふうに見込んでいます。

○職員団体等 前の年末交渉のときは、1億7,000万。12月分も合わせて引かなあかんから増えます

よね。すごい額やなって思いました。そんだけ減るんかと。

3月末に定年退職されて、今度再任用なられた方に対してはどのような影響があるのでしょうか。

○**当局** 12月に定年前職員であって、令和4年6月期に再任用職員であった場合につきましては、まず再任用職員の支給月数で期末手当の額を算出し、そこから、今年度12月時点の補職で算出された期末手当の額に調整率を掛けた金額を減額調整することになります。

○**職員団体等** 具体的にいうと、再任用係員になると6月期の期末勤勉手当は支給は幾らですか。

○**当局** 再任用の係員の令和4年6月期の期末・勤勉手当支給額は、減額調整前で27万1,151円となります。

○**職員団体等** 現役のときに、例えば主任だった人は大体幾ら減額になるとか、そういった算出はされていますか。

○**当局** 主任の中でも最高号給の6-113で給料月額が35万円であった場合、次の6月に減額調整となる額は、扶養手当とかの影響は除きまして、6万564円になります。この額が先ほどの27万1,151円から差し引かれて、21万587円となります。

○**職員団体等** 主査だった方はどうなりますか。

○**当局** 主査級で5-93、38万1,000円もらっていた方ですと、減額調整額は6万7,208円、差引き20万3,943円になります。

○**職員団体等** 主幹だった方はどうなりますか。

○**当局** 課長代理級で4-77、40万8,200円もらっていた方は、減額調整額は7万5,435円で、差引き19万5,716円になります。

○**職員団体等** 課長級だった方はどうなりますか。

○**当局** 課長級で3-36、43万1,100円もらっていた方は、減額調整額が8万3,288円で、差引き18万7,863円になります。

○**職員団体等** 次長級だった方は。

○**当局** 次長級で2-29、45万9,300円もらっていた方ですが、次長級の退職者で扶養手当のない方がいなかったため、扶養手当も含んでの計算になりますけれども、減額調整額が8万9,325円で、差

引き18万1,826円になります。

○職員団体等 部長級だった方はどうなりますか。

○当局 部長級で1-26、51万5,300円もらっていた方は、減額調整額が10万3,884円で、差引き16万7,267円になります。

○職員団体等 ということなんです。退職されたときにどういう役職だったかにもよりますが、そもそも再任用の一時金って27万しかない。そこから現役時の額が引かれて。多い方でも21万円少なかったら16万円しかもらえないのかと。今さらながら驚きましたけれども、すごい仕打ちやなと思います。率直に思いますね。

再任用の格付が他市に比べて低過ぎるということを今までも指摘していますが、一時金の支給月数も現役の時よりも少なくなって、そこからさらに、その現役時の0.15月を減らすというのは本当に大きな影響だなと思います。再任用をせずに辞められた方は仕組み上減額はないということで、何か不公平感とかやりきれなさを感じている方がいるんじゃないかなと思います。ぜひ何とかならないか検討をお願いしたいなと思っています。

12月期には既にもとの条例どおりの一時金をもらっているということで、今度の6月にそれをまとめて引いちゃうというのは年度を超えて、年度をまたいでいるということで私たちも要求書を出させてもらいますが、これは年度をまたいで遡って返せっていうのと同じことじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○当局 人事院勧告でマイナス勧告がなされた場合、これまでも国や他市においては、4月～11月の給料月額減額相当分を12月のボーナスでまとめて減額調整するという手法が取られてきたところですが、年度をまたぐというのはおそらく今回が初めてで、遡及しているわけではないとはいえ、実質的には差額を返してもらうというものです。ただ、国においては今回の調整について問題ないとの見解が示されており、国会へ提出されている法案はそういった内容ですので、他市も国の法案が通れば、同様に実施する方向と確認をしております。国会での審議はまだ始まっておりませんが、どのような問題があるのか、その辺りについて、今後の動きを注視していきたいと思っています。

○職員団体等 なかなか当局も言いにくいかなと思うけど、実感としては後から返せということで私たちは受け止めてるんです。これは不利益不遡及の大原則に反するものなので要求書も出させてもらってますし、もう、もらって使ってる人もいるわけですよ。「6月の一時金減らします」って言われても予定もあるやろうし、本当にみんなこのことについては怒ってるんです。違法ではないとかね、判例もあるようなことも今、当局もおっしゃってましたけど、吹田市として雇用している目の前にいる職員のことをぜひ見ていただいて考えていただきたいと思います。

この間、若年層の生活実態なども訴えてきましたけど、この間の最終回答と今回の提案で、今、6月期の一時金をただ減らすのを大体それをまとめたら、ざくっとして大体0.225月分ぐらいというのかなと思います。

○当局 そうですね、令和4年6月については、減額調整分の0.15月と令和4年度から0.15月の減を6月と12月で割りますので、合わせて0.225月減ということになります。

○職員団体等 先ほど数字で挙げてもらったけど、結構な額が引かれるということなんです。若い職員の方は、もともと基礎の金額が少ないので一時金も少ない、「割合でいうたら一緒やないか」と言うかも分かりませんが、そもそも少ない一時金からそんなに引かれるということで、本当にひどいなと思うんですけど、ひどいと思いませんか。

○当局 支給月数の削減ですので、もらってる額が少ないと、減らされる額も少なくなっているんですけども、そもそもが少ない中で影響が大きいと感じるのではないかなと思います。

○職員団体等 6月以降の一時金、年間で0.15月削減については、私たちもいろいろなことをみんなで考えて妥結という判断をしました。6月以降年間0.15月減らしたというのは、人勧に準拠してるんですよ。

○当局 そうですね。納得することは難しいと思うんですけど、本来であれば令和3年度から0.15月削減するべきだというのが人勧の内容ですので、令和4年度以降0.15月削減するというだけでなく、今回の減額調整についても人勧に準拠した内容ということになります。

○職員団体等 令和4年度は減らすことは仕方ないということでみんな妥結してるんですから、もうこれ以上上げるのは、減らすのはやめていただきたいなと思います。いかがですか。

○当局 お気持ちは本当に分かるんですけども、これまでも本市の給与改定につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準拠して行っておりまして、また、近隣他市が、既に令和3年度から減らしていたり、それ以外でも国と同様に令和3年度分の減額調整を行おうとしている中で、本市だけ別の取扱いをするということは非常に厳しいと考えております。

○職員団体等 このことって国の経済対策にも逆行するものではないかなと思います。11月に給与関係閣僚会議が開かれて、その中でもそのような意見も出ていたということも報道されてました。結局は人勧どおりってなりましたが、そういったことも閣僚が、意見を言ったり悩んだりとかされてたのかなと。国の経済対策に逆行するようなことをしないでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○当局 そのような意見が出ていたことは把握しております。ただし、11月24日の閣議決定では、経済への影響を鑑みたくえで、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月で調整を行うこととしたと説明されておりまして、それが具体的にどういう効果があるのかは市としては分かりにくいところですけども、国では経済対策を実施しながら、今回この減額調整を含む法案を2月1日に閣議決定しております。本市としましては基本的に国に準拠した形で給与改定を行う必要があるというふうに考えております。

**○職員団体等** 大きくは経済対策という流れがあるんですから、ぜひそっちの流れをくんでいただけたらと思います。

若い職員の話先ほどもしましたけれども、日々の食費を切り詰めないと病院にも行けないというようなお話もありました。本当に厳しい生活実態です。夏の一時金がそんなに減るとなると、減るんやったら使えないよということ、お金を使って経済の回復に少しでも貢献しようとかそんな気には到底ならないわけなんです。

**○職員団体等** 保育所支部です。

保育所支部、本当に若い職員が増えてることは喜ばしいことなんですけれども、本当に初任給の低さのところという毎日の生活がしんどくなってるという声と一緒に働く仲間からいっぱい届いています。夏の一時金のときも伝えさせてもらいましたけど、今年はコロナの影響でなるべく夜残って仕事をするのはやめておこうということも率先して行っているんですけど、そうすると超勤が出なくなってしまっていて、本当に基本給だけのお給料になってるので年間の所得額でいうと例年の額よりすごく減ってしまってるんですね。その中でまた一時金が減るとなると、本当に月々の給料から家賃、光熱費などはなくなっていく中で、一時金を当てにして過ごしているのにもかかわらず、先ほどおっしゃっていましたが、本当に3万円という大きな額ではないんですけどその額でも減るととても生活に影響を与えるということと言われていますので、本当にこの提案に対しては減額じゃなくて従来どおり払ってもらえるような形で検討のほうを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○当局** 職員の皆さんが今回の、そもそもはその国の制度というところになりますけども、異例なやり方をもって、当然、令和4年度の6月期の期末手当から大幅な減額になるということについて違和感をお持ちであったり不満があるというのは重々理解します。ただ、国民感情、市民感情からすると本来であれば令和3年度で引いておくべき公金から支給されている給与についてどこかのタイミングで、当然にそれは職員に渡るものではなくて職員からは返してもらわなくてはいけないというそういった国民感情、市民感情も一方ではあるということもございますので、もしや国のほうでこの法律が可決されたならば本市においても国家公務員の制度に準拠した形で条例の提案をしていきたいと、そのように考えております。

**○職員団体等** 私たちとしては減額だけの提案などは到底受け入れられないわけなんですよ。国準拠でここは合わせないといけないけど、それは本当にごめんなさいと。だから代わりに処遇を上げることで何かましようというような内部で協議をしていただきたいです。例えば今この時期に、もう議会も始まってますから、すぐは無理やねんとか、あるかも分かりませんが、それだけ下げるだけで何とか我慢してくれと、市民感情もあると言われても到底納得できないんです。職員の厳しい生活改善に何かぜひ考えていただきたいなと思います。いかがですか。

**○当局** この期末手当の減額という提案に対して何か違う形での処遇改善をということなんですけども、今日現在、現時点での我々の考え方としては確かに今回改めて、今回の減額についての提案をさせていただいて改めて交渉してるわけですけども、我々の交渉といいますか落としどころを見つけていくというような

全体的な考え方からしますと11月以降行われてきた交渉と今日行っている交渉についても一体的なものと考えておりますので、これまで回答させていただいていた内容のプラス分と今回提案させていただいているこの期末手当の減額に対する我々の方針といたしますか、そういったところを総合的に御判断をいただければとそうふうに思っています。

**○職員団体等** 総合的にとはいいいながら小出しに回答を出してこられてその都度私はちはみんなでここはあかんかったけど、ここは前進したからみんな我慢しようとかね、いろいろ悩みながらも妥結してきたわけなんですけど、後から一体的なものと言われても、納得はできないです。ぜひ内部で何ができるか考えていただきたいなと思います。

国家公務員の給与法案ですけど、2月1日に閣議決定されてますが、審議はまだ全然されてないと聞いてますけどいかがでしょうか。

**○当局** はい、今日現在審議は全くなされていない状況でございます。

**○職員団体等** となると、まだ法案は成立も、審議もしてないんですけど、この交渉がまとまった場合ですけど、これは今回、今の市議会に条例の改正を提案をしていこうというお考えなのでしょうか。

**○当局** 法案の審議が進み、可決の見込みが立てば、可能な限り、今定例会に提案をしていきたいと考えております。

**○職員団体等** 今までに国の給与法が成立しない下での給与条例を改定したことはありましたか。

**○当局** これまではありません。

**○職員団体等** 今はまだどうなるのか分からないんですけど、国の法案審議が、例えば何かいろいろなことが起こって遅れた場合は議会に提案できなくなるんですね。

**○当局** 今日現在の我々の考え方といたしましては、当然、地方公務員法に基づく情勢適応の原則、国の職員の制度が固まった後に我々、基礎自治体の労働条件についても制度化していくという基本的な考え方、原則的な考え方については堅持しています。それと、今後ともその考え方を将来的にも堅持し続けようと思っています。その思いには間違いはありません。ただ、この今期の状況に限っては、もしや国の法律が整わない状況下において、一方で府下全ての市町村においてこの2月議会、場所によっては3月議会もあるでしょうけども2月もしくは3月議会に提案をするような状況が発生するならば、その状況を見ながら一定の判断はしていかなければならないなど、そのようには思っています。

**○職員団体等** 今、衛都連でも統一的にやっけて今日が山場ですけど、どんどん出てくるかと思うんですけどね、府下で大体のところもう2月、3月議会に提案するならば考えないこともないということですよ。吹田市では即決はないから、ほかの市なら、3月の採決の直前とかでも提案、即決できるけど、吹田市は議

会に上げる最終リミットはいつなんでしょうか。

○**当局** 2月定例会での可決ということであれば、2月定例会が終わるまでがリミットということになります。委員会に付託するのか即決するかということは、こちらが議案を上程した後に、市議会で判断されることと思っておりますので、こちらとしましては国会での審議経過、近隣他市の状況を踏まえて、提出できる段階になったら提案をさせていただくというふうに考えております。

○**職員団体等** ということは即決もあり得るということですか。

○**当局** 本市のこれまでの経過から、恐らく委員会審議が必要ということになるのではないかと考えておりますけれども、そこは市議会での判断になると思っております。

○**職員団体等** 私たちはこのことについて反対しているんですけど、国の動きとか市議会の動きとか気になったので質問しましたけれども、もちろん先ほどもおっしゃったように国が固まらないと市のほうはできないというその原則は堅持されているということなので、今後の情勢も見ながら適切な対応をお願いしたいなと思います。

○**職員団体等** 気になるのは、国の動向で情勢適応の原則だと言われてますけれども、給与決定の原則の中でいうたら近隣自治体の状況も判断としてはあるはずなんですよ。それを国だけの情勢適応の原則と言われても、府下で、解決してないところまだたくさんありますし、特に、まだ国の法案も決まってないんです。決まってないのにこの減額調整って名前は書いてますけども、明らかに計算式とか見たら不利益遡及じゃないですか。これは裁判にもなってるように非常に微妙な問題で、法的にも問題は大きい。最高裁まで行きますからね。特に民間では我々の主張のとおり不当に近い形で判例も出ているようですし、市の独自としての考え方が今提案されてるんです、これ。国はまだ審議してないです。そういう中でいうたら、国の情勢適応の原則と言われても、ちゃんとした理由を説明してもらわないとあかんかと思うんです。しかも国が決めたん11月でしょう。そこからいけば、経済でいえば、今、物価すごい上がってるんですよ。それはどの新聞見ても書いてあるでしょう。先日出たGDPでいうてもわずか1.7しか上がってないいうて。それも全部景気の消費が低く抑えこむ、予想以上に低かったこととか言われてます。今後、原油も下がる見込みないし、まだまだ上がる予測がされてる中で、より一層消費を冷え込ませるのは素人が考えても明らかでしょう。減額された条例以上に引くんでしょ。この期で減額調整いうても、人勸に合わせて改定された後の低い額からですから、今提案されていることでいえば新たな要素がたくさん加わってるんですよ。去年の11月でも給与関係の閣僚会議で地域経済の影響があるというて言われてんのに、ますますそれが悪化しているんですよ。そこら辺どう説明されるんですか。もう少しきっちり説明していただかないと納得できるものではないです。

○**当局** 11月24日に閣議決定をしてから、さらに状況が変わっているということなんですけれども、2月1日付で改めて、この減額調整を行うということを含めた法案を閣議決定されております。また、先ほども申しあげましたとおり、国の動向もあります、近隣他市の動向も踏まえて提案しており、提案の時期に



つきましても、国で給与改定が行われることを前提として、同様に実施したいということ提案させていただいています。他市においては、既に11月にこの減額調整部分も含めて提案されているところもあり、それ以外においても現在、交渉が行われていることから、本市の提案が早すぎるということはないと考えております。

**○職員団体等** この吹田で、もしこの提案をそのまま議会上げたとしたら、国で法案可決しなければこれは提案しないということですか。

**○当局** 先ほど人事室長のほうから申しあげましたように、本市としては、これまでどおり国の法案が成立してから条例改正案を提案したいと考えておりますので、成立する前に提案することは今現在、考えておりません。

**○職員団体等** 国会において、国家公務員給与法案がその審議日程も決まり、衆議院の委員会で開かれて、本会議開かれて、参議院委員会開いて、本会議がいついつだと明らかになると提案するということですか。

**○当局** はい。現在ではそういうふうと考えております。

**○職員団体等** その場合、場合によっては議会の判断ですけど即決もあるかなと。最後の本会議までの間までがリミットですね。

**○当局** あくまで2月議会の議決でしたら、その2月議会が閉会されるまでがリミットですがけれども、実際に減額調整するのは6月ですので、本当のリミットというのは5月31日とっております。

**○職員団体等** 何らかの形で妥結したとしても議会上に提案するのは場合によっては5月議会とかもあるよねということですね。

**○当局** 国や他市の動向によってはそれも有り得るというふうと考えております。

**○職員団体等** 今年度定年で再任用を受けた方、そこまで、もともと再任用になった時点で賃金の低さにまじく大変な思いされるんですよ。一時金も1か月分まで減額されますよね、率までね。その上にもともと職員のとときの高い率でマイナスにするというのは、これはもう二重、三重の厳しさになりますねん。そこをそのまま国どおりに提案するというのは何ぼ何でもこの再任用を受けはる方の生活を考えたことあるんかなと。机上で言えばそうかも分かりませんが。そのことに対してどう思われますか。

**○当局** 確かに先ほど再任用職員になられた方の減額した結果どうなるというようなデータもお示しをさせていただいたところで、私個人としても当然、今年退職される方の個々の顔も浮かびます。個々の職員については6月厳しいなという、当然、そういうふうなこともおっしゃっております。ただ、外から見ますと本来であれば令和3年度中に引いておくべき金額の支給を受けているわけですので、それとイコール

の額をどこかのタイミングで戻すといいますが、税金から支給されている給与ですので当然どこかのタイミングで本来もらうべき額より多くもらっている部分については返してもらわなくてはならないと、そういった考え方もあろうかと思っておりますので、再任用職員であったとしても昨年の12月期に引かれておくべき金額については戻さなければならないと、そのようには思います。

**○職員団体等** 定年で再任用を受けなかった方は減額されないわけでしょう。そうしたら不公平感だけ現職だけ残るということになりませんか。

**○当局** そこはおっしゃるとおり矛盾が生じてるというのは分かります。ただ、現時点で国会のほうに提出をされている法案の中でもその退職した職員を追えるすべまでではないという内容で上がっておりますので、地方につきましてもそれに準じて条例を提案していきたいと考えています。

**○職員団体等** この部分は最初に書記長のほうからもありましたけれども、再任用の賃金、府下でも本当に低いですよ。これ自治体の独自の状況ですわ。この上にこう引かれることは国と同じいうてね。市の独自性をちゃんと見せて考えたらどうですか。強く言わせていただきます。

**○職員団体等** 先ほど室長も「返してもらう」と言ったけど、不利益の遡及かなと感じながら聞いてました。次にケア労働の処遇改善の項目です。2月2日に市労連で要求書を提出し、国の通知に基づいて当局のほうでも検討されたのではないかと思いますけど、検討された対象職種と対象者数を教えてください。

**○当局** 正規職員、会計年度任用職員どちらもおられる部署では、保育所に勤務する保育士、看護師、会計年度任用職員だけの部署では放課後こども育成課の指導員、これらの職種を検討しています。

**○職員団体等** 人数的には何人ぐらいいますか。

**○当局** 保育幼稚園室と放課後こども育成課と合わせて749名の方がおられます。

**○職員団体等** 2月9日に国会で内閣委員会が開かれて、内閣府の「少し遅れて提出があった場合にも柔軟に対応する」という答弁がありました。まだ今でも間に合うということなので、ぜひ真剣に検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**○当局** 今回のこのケア労働者に対する賃金の改善については、これまでも各所管とともに検討を重ねてきたところです。現時点でこの内閣府からの通知に基づく改善ということは実施をしないという考え方を持っておりますけども、これについても各所管のほうとは真剣に検討をしてみました。

そもそも内閣府通知に基づく考え方がその中身に減額した一時金の復元というような内容を含んでおりますし、そもそも仕組みとしてそれは可能なのかというところで疑問を持っておったということもあります。それと、内閣府の通知を受けて総務省から来た通知文の中には民間情勢を考慮してというような人事院勧告制度を無視するような内容も含まれた表現が入っております。我々、民間の給与の状況などを調べるよう

な権能は全くないんですけども、今回については総務省の通知の中にそういう文言がありますので、できる限り省庁が調べるデータの中で最も有効ではなかろうかと思うところを考えて厚生労働省のハローワーク系の人材募集のデータに基づいた各職種別の賃金といったところも確認をしました。そういったところに基づきましても本市の会計年度任用職員さんのその賃金が低いという状況ではないというところも確認した上で、総務省通知の中で民間の情勢も踏まえてそれより低い場合はこの制度を使って賃金改善してくださいという内容でしたので、民間の賃金より低いという状況でないのこの制度を使っての改善ということは実施をしないと、そういうような判断をいたしました。

ただ、我々各所管も含めてですけども、当然賃金水準の適正化ということについては進めていきたいという考えを持っておりますので、今期については保育所で勤務する保育士であったり看護師であったりそういった職種については、この制度とは別個として考えて賃金の改善について次期、2月議会への予算の提案ということになりますけども改善をさせていただいたところがございます。

ですので、この内閣府の通知をもってどうこうということではなくて、引き続き適正な賃金水準の確保ということには努めていくと、そういう立場であるとそうように思っています。

**○職員団体等** 言ってみれば国策はあるけれども独自の道を歩んでいくみたいなことですか。

**○当局** あとごめんなさい、言い忘れておりましたけども、この対応についても他市の動きというのも当然調べております。大阪府下の中核市、北摂については全て調べさせていただきました。その結果も持ってはおおむね対応しない。対応する自治体の一部あるんですけども、極めて低い賃金であるとか、あと時間給の出し方が通常の月額給でもらっている方の算出と異なるような形になって、それを是正することにこの制度を使うであったり、かなり各市の特殊な状況に対応するためにこの制度を使っているというのは、一部に限ってあったんですけども、それ以外の基本的なところではこの制度を利用して賃金改善をするというのは他の中核、北摂の市ではなかった状況です。

**○職員団体等** 会計年度任用職員はもちろん、特に私たちは正規職員もと思っておりますけど、国のほうは正規、非正規を問わず対象になると、内閣委員会でも答弁されてたんです。吹田市の正規職員の保育士は近隣他市と比べたら低いですよ。正規職員どうし比較しても。もちろん8号給、初任給が低いですからね。明らかに低いから吹田市を辞退する方も続出ということにもなっていますけど、この低い状況を引き上げていかないといけないんじゃないですか。保育士の正職の。

**○当局** ただ、保育士の給与についても正職については人事院勧告を受けての国家公務員の制度を受けての条例改正、そういったところで勤務条件を設定しているものでありますので、それを逆に民間の情勢などを調べる権能のない基礎自治体が不安定な民間の情報で、緻密な調査ではない、全体像を示したとも言い切れないような民間の賃金の状況に基づいて何がしかをするといったそういったことは全く考えていないところでは。

**○職員団体等** 今までの人勧のやり方って春闘で民間が引き上がった後に人勧があって公務員の給料が決まるということです。今回、国が言ってるのは、春闘に先んじて先に上げるんだということを、山際大臣が2

月9日の内閣委員会で言ってます。そういう国の政策が大きく変わるところで今までのやり方に捉われていてはいけないのではないかと思います。まだまだ締め切りまでありますから、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

**○職員団体等** 非常に残念な考え方をお伺いしてるんですけど、総務省の通知の中でも昇給の上限の決定の仕方なんかも含めて改善、類似する職務に従事する常勤職員の健康と考慮してというふうな上限設定の点とか初任給の点とかいろいろ書いてありますけど、こういったところも含めてこんなふうにしたらいよというふうな提案のような通知が出てるんですけども、そういうことも一切参考なんかしていただけないんですか。

**○当局** 確かに総務省の通知に上限の緩和というような表現があったと思います。それで今回、従前から調査はしてはいたけども、今回改めて他市の会計年度さんの制度なども調べさせていただいたんですが、本市の昇給の制度、これは労働組合さん側の成果でもありますし、これまでの労使交渉で築き上げてきた成果というところであるんでしょうけども、他市よりも相当勝った経験加算、昇給というたら言い方間違いないんですけども、経験を加算する制度になっておりまして、他市さんの会計年度任用職員については本市の会計年度任用職員さんのような昇給制度はお持ちじゃないと。例えば、で児童育成室であったり保育所の方であったりとかしても2年で止まったりとかそういったような制度でありまして、長く務めたときの将来的な報酬という意味では本市はかなり他市さんを上回るような形になっています。そういったところもあって現時点で条例で定めている上限を改正をすると、そういった状況にはないという判断をさせていただいています。

**○職員団体等** 上限が入るときに当局の提案ではなくて議会で、労使合意もなく議会で介入された決め方で、そこはお互いに遺憾やみたいな話をしてたと思うんです。今回これね、一つチャンスじゃないですか。国の政策としてこうやって通知が出てるときにこのチャンスを生かさずに、改めてそういうふうな考え方を言われるというのはすごく残念です。ここには他市のことを考えてということではなくて、その処遇、吹田市役所で吹田市の類似する職務に従事する常勤職員のというふうなことが書かれているので、そこを考えたときに正規職員に上限がないのであれば、会計年度の上限もつくるべきではないという考え方にできるわけですよ。その考えに至ったことが今回は、しかも国の10割負担でこの制度を始めれる。別に吹田市がお金払うわけじゃないですよ。さらに、この秋以降もそういった対応で地域の負担分については地方交付税の対象にするということも今言われている中で、何をそこまでかたくなに上限を変えないというふうな考え方になるのかもさっぱり分かんないです。そこはもう一度考え直していただきたいです。当局の意思で上限を設定したわけではないのであれば、その説明はこれまで言ってきてはったこととの整合性がなくなるんじゃないかと思いますから、ぜひ上限のところについて、もう一度絶対に考えていただきたいというふうに思うのが一つです。

もう一つは、欠員補充の困難性というふうな部分も理由に上げられてて、今保育もそうですけど、学童も会計年度の欠員が非常に増えてきてますよね。なぜかというところ処遇の部分に大きくあるし、初任給の部分が大きいから新しい人たちがなかなか入ってこない。そこを考えたときに、民間も含めて水準を踏まえた上でありますけども、民間のところではこの制度を使って上がるところが多いです。そこが上がっていくの

に今低いところの状況を見てそのままというのではなくて、公営の部分も民営の部分も一緒に上げていくというふうなことをしないと吹田市の保育の水準というものが他市に比べると全然違うものになってしまうということも考えていただきたいなと思います。上げないところを探すのではなくて、どうしたら上げれるかというふうなところの視点で、ぜひ考えていただきたいです。一時金のところは先ほど復元することがというのを言ってはりましたけど、人勤で会計年度の一時金を下げろなんて一言も書いてなかったところを、吹田市の判断でこの間交渉もしながら下げるとい判断をされただけですので、私たちは今回で今までやってきた会計年度の一時金の部分を下げることが間違ってたというのを国がもう一度言ったんやなというふうに受け止めてますから、そこもしっかり考えた上で、ぜひもうしばらく条例の 절차とかも議会にかけなあかんものがあるれば、そういったものの 절차の關係で国が待つというふうなことを国会の中で言われてますので、ここはもうこれを使わずしてどこで処遇改善してくれるんやろうっていうふうなところで思ってるので、ぜひしていただきたいです。これもしない上にこの議題には上がってませんが学童に派遣が入るなんてね。もうそんなこと誰も求めてませんので、ぜひきちんと直營で働く人の処遇改善をした上で欠員の補充も含めて人員体制も整えていくという姿勢でしていただきたいなと思います。

**○当局** 上限については確かに議会の提案であったと。我々からした提案ではなかったというのがございます。ただ、その審議の中では他市の状況、他市より高いではないかというのはこんこんとやり取りをされたという結果があります。そういった状況の中で、当然上限の撤廃をする条例提案をしたときに同じように議会でのやり取りというのは他市の状況というのが重要な審議のポイントにもなってくると。そういった状況の中で今の状況、他市の報酬の制度も踏まえて上限を撤廃するという条例提案はなかなか難しいのではないかとそのように我々は考えているというところなんです。

それとその人材確保の観点からその賃金をというところですけども、現時点では所管と当然相談をしつつ、協議をしつつ今回のこの9,000円、3%アップというところについても実施しないということで判断をしているところですけど、その民間のほうの先ほど申し上げた厚生労働省、ハローワーク系の調査では時間単価が1,100円台か大体その辺りの水準でありました。それで本市についてはその部分が1,300円か、そういったところの単価になっていると、そういった現状で、直ちにその賃金をもってのみ人材確保が困難なのかどうかというところの見極めということも、もう少し慎重に進めていかななくてはいけないのではないかなというように感じています。ただ、先ほども申し上げたように、この9,000円アップ、3%アップの制度に乗っかる、乗っからないに関わらず適正な賃金を各所管と相談しながら求めていくということについては引き続き継続して行っていきたいと考えていますので、御理解いただきたいなと思います。

**○職員団体等** これまで会計年度に移行するときも、今も2年目を迎えて、会計年度で働いていますが、この間、何も吹田で独自でやってこようという成果がなかったじゃないですか。会計年度の意向で賃金が下がってるにも関わらず、それに対する回答ですが、私たちは会計年度任用職員制度に移行されてから改悪みたいところありましたけど、改善された点というのは全く今のところ学童にしても指導員の中にはないというふうな状況です。今後、何か検討しながらやっていきますという。何を頼りにそれを信じたらいいのかというのが今のところ全くないんですけど、何か検討されていることがあれば、その説明をしていただきたいです。今回の国ではなくて吹田市で独自でするから今回の国の処遇改善ではなくてっていう効果があるのであれば、それは考えたいなと思いますけども、代替の案を、今、担当課から来てるのは派遣労働者を入れる

ことだけです。そんなこと全くお願いしてないですし、派遣労働者入れるためには普通に新規採用をする人たちよりもさらに上乘せしてお金をそこに払って人材確保しようっていうのではなくて、今働いている人たちもそうですし、これから働き続けたいと思えるような制度になるような対応の策があるのであれば、それをぜひ説明していただいたです。

**○当局** 我々、人事室ですんで、賃金と労働条件を定めるところで各所管と相談をしていくという立場になりますけども、その賃金の設定については今、説明を申し上げたとおり他市の状況であったり、調べる権能がないながらもできる限りの調査をして民間の情勢というのも一定把握しながら考えて本市の会計年度任用職員さんの賃金を設定していくということになるかと思いますけども、現時点でそれを、本市の会計年度任用職員の賃金を上昇させるという、そのような判断はいたしておりませんし、現時点でそういった何か手がかりがあるとか、そういったところもないと、そういったところになります。

**○職員団体等** 吹田市で独自で何かするっていうのは何をどうしようと思っはるんですかね。

**○当局** 所管と話をしている、相談をしているというのは先ほどからも申し上げておりましたけども、勤務時間に対する考え方であったり、そういったところについても相談はしているところです。

**○職員団体等** 勤務時間のこともこれまで話してきましたけど、勤務時間も会計年度任用職員移行のときにできなかったから残念やったなみたいな話をされたんです。私らずっとそれをお願いしてたけども、全然それがかなうこともなく、その後、継続の課題やというふうな認識もしてもらってたのに、人員体制が変わるとまた全部変わるんですよ。担当課の。何もそこも積み重ならない。今回はこの処遇改善とか出てこれはぜひやってほしいっていう話をしたときに、残念ながら人事がしないって判断したからうちではできないということを昨日聞いたんです。人事が判断してできるって言ったらできるんですよねって言ったらそれは考えるって言ってたんですけど、私たちこれ、どこに一体どうしたらきちんと処遇改善してもらったり、欠員補充できるような人員体制に整うような改善ってしてもらえるんですか。

**○当局** 人事が判断したらとか所属が判断したらとかそういう問題ではなくて、所属と人事のほうで調整、協議をして、市としての方針を固めるところですんで、現時点では所属においても人事においても今回のこの内閣府通知に基づく賃金アップというのはいらないところで考え方も持っているというのは確かですけども、どこに言うたらいいんですかという質問については、まずは所管のほうに言うていただいて、所管のほうで所管する会計年度任用職員さんに対する賃金の考え方があれば人事のほうに相談に来ていただければと、そのように考えています。

**○職員団体等** 会計年度任用職員制度移行からずっとそれで何も解決してないんです。欠員は増えるばかりで、次年度もう50人になります、欠員が。今日も一次試験の結果が出てましたけど2人です。合格者が。そんな中で人員が足りないから、あなたたちのために派遣入れましようみたいなことでしか今のところなくて。今回やっと国のほうが学童の指導員の処遇もっていうことも含めて、きちんと国策として出してもらってるものすら頼らずっていうところに、何か全く納得がいかないです。他市の状況って言われましたけど

も、他市の会計年度任用職員と吹田の会計年度任用職員の仕事内容とか業務内容が一緒ということにならないです。任期付の人もいるところもあれば、フルタイムで働いている会計年度の人たちもいるところもあるので、それを本当に仕事の中身まで分かってきちんと検討していただいているかというのはすごく疑問に残る部分があるので、ぜひもう一度きちんと仕事の中身も含めて検討をするということをお願いをしたいと思います。本当にもう、これが動かないって何でやろうっていうのは全く納得いきません。

先ほど、保育士のほうも改善も別にしておっしゃいますけども、やっとスタートラインに乗っただけで、ここからの処遇改善、どこが上乘せされてもおかしくないんじゃないですか。ぜひそういった動きを見せてほしいですし、他市とかいろいろ言いますが、吹田市で仕事をしている人たちの職責とか職務内容とかそこもしっかりと見てほしいなというふうに思いますので、もう1回、改善に向けてということで何かできることを探していただきたいと思います。上限にしても撤廃だけではなくて上限設定の変更だってできるわけじゃないですか。そういったこともぜひ工夫していただきたいんですけど、それも考えていただけないですか。

**○当局** 先ほども申しあげましたけども、上限の設定のし直しであっても撤廃であっても同じ状況でありまして、条例を提案するということには変わりありません。その中で、先ほども申しあげましたけども、他市の状況というのは非常に審議の中で大きなポイントになると、そういったことは明らかです。現状の他市の状況を見る限り、現時点でその上限を撤廃、もしくは変更するというような提案というのは極めて困難な状態やろうなとそのように思っています。

**○職員団体等** もうしばらく時間ありますので、ぜひ考え直してほしいです。

**○職員団体等** 保育士の会計年度任用職員です。先ほど民間と比べて民間が時給1,100円台だとおっしゃいました。今回、独自で上げていただいて本当にありがとうございます。しかし、やっとスタートラインです。私たちの時給知ってますか。他市で昇給期限が2年に区切られてるところがあるから、そこは適応するんかなっておっしゃいましたけど、私らも昇給期限あるの御存じですか。何年ですか。

**○当局** 一部職種については2年の方もいらっしゃるし4年の方もいらっしゃる。

**○職員団体等** 保育士、2年と4年しかないんですよ。指導員の方の上限の話をおっしゃってますけど、上限に達することなんて私たち絶対ないんですよ。それなのに何で国が上げろって言うてくれるのに、何でそれを使わないんですか。保育士そんなにいいんですか。今回すごい8号給底上げしていただいたけど、やっとここがスタートラインなんですよ。今までがものすごく低いんですよ。時給1,100円にも満たない場合もあるんですよ。それをどう捉えていらっしゃるんですか。民間と比べて絶対高いことなんてあり得ないじゃないですか。それでも私は吹田で働くことが好きだったし、ここの保育がすごく好きだったから働き続けてきたんですよ。でも生活ができなかったら考えないといけなくなって言ったときに、室のほうも人事の方も考えていただいて、今回、独自で上げていただくことにはなったんですけど、何度も言いますが本当にスタートラインです、ここが。他市と比べて高いこともないし、昇給期限がないこともないんですよ、私たち。吹田市が独自でお金を払わないといけなくていいわけでもないのに、何でこれを使わないんですか。

○当局 保育、児童育成室は除いて保育のお話ということでさせていただきますと、所管のほうから他市と比較して一定以上、賃金が低い状態であるという説明をいただきました。それで人事室としても他市の状況を調べました。そういったところで今回、一定の対応はさせていただいたんですけども、一方で今回の総務省通知については民間の状況も踏まえてというような表現もあると。そういったところで先ほども申しあげましたけども、今回対応させていただいたことをもって当然に先ほど申しあげた厚生労働省、ハローワーク系への調査ですけども、当然、上回っている状況になっておりますし、それと今回の内閣府初の9,000円、3%アップについては他市、府下の中核市、北摂においても、もうほぼ実施しないと。そういった状況が確認されたので今回のその内閣府初の通知に基づいた賃金のアップということには本市としてはならなかったと、そういったところです。

○職員団体等 他市がやらなかったら吹田市もやらないじゃあ納得はいきません。まだ考える時間があるので、ぜひ考えていただきたいと思います。今回の処遇改善も保育士で働く仲間の一部だけなんです。たまたま私は該当してて本当にありがたいんですが、本当にスタートラインです。変わらない仲間もたくさんいるんです。その仲間のためにもぜひ処遇改善を考えていただきたいと思います。他市に合わせるんじゃなくて、処遇を改善していただきたいと思います。

○当局 大分時間も超過しているようなんです。

○職員団体等 ケア労働の問題もそうですが、最初の減額調整のときには情勢適応の原則だといって国のとおりということだけを理由にこう言われてました。経済情勢やとか今の地域経済にも影響が大きいと、私らも指摘してきましたけれども情勢適応だと言われてきました。一方で、このケア労働になると国が9,000円上げていいよと、予算も交付税でつけるよと言っているにも関わらず、府下の自治体の状況でと言われてます。何かわざわざ上げないところをよって、よって、探して、理由にしているしか思えないですよ。こんな国が上限の問題でも、9,000円の問題でも、国が上げる言うてんのに何でこれ、わざわざ上げないその理由が分からないですよ。単純にそのまま上げたらいいじゃないですか。もうこれだけさっきからも出てますけれども、他市、特に保育やそれから学童なんかは状況がそれぞれの自治体によって違いますし、雇用形態も違います。そういう中で私ら保育とか学童の水準を府下でもすごい高いほうだと思いますよ。これ自負しますよ。それでこの安い賃金で働かせといて、せめてこのコロナのときに経済対策もあり、国が上げていい上限をわざわざ示しているときにも対応しないってね、おかしいわ。理由にならない。

もうこの、今日は2つの問題、年度またぎの不利益遡及の問題、それからケア労働の問題、この2点に絞りましたけれども、もうこれでは到底解決できる理由にはなりませんし、改めて再考をお願いし、今日の交渉はこれで終わっていきたいと思います。

○当局 一言、時間が過ぎてるんであれですけども、冒頭の6月期ボーナス調整については情勢適応の原則で、2つ目のケア労働については国が言うてんのにしないというダブルスタンダードである的な御発言やっただと思うんですけども、1点目の6月期調整については当然情勢適応の原則では我々是对応していこうと思ってます。それで2件目についても内閣府が言うたからといって、それが情勢ではなくて、それを受けて各



自治体などがどのような動きをしているのか、民間がどういう状況にあるのか、それが情勢ですので、内閣府が言うてるから直ちにダブルスタンダードやというようなところではない。我々は情勢適応の原則というのは一貫して守っていこうと思っておりますので、その旨は申し上げておきます。

以上です。

**○職員団体等** 今言われたことに対しても、この間の交渉でもさんざんやり取りしてきたことなので、今日、これで終わりますけども、ぜひこれでは納得しないということもお伝えし、今日は終わっていきます。どうも御苦勞さまでした。